

アジアの NICs の社会保障制度

——シンガポールと香港の比較分析——

下 平 好 博

採用していることを明らかにしたい。

I はじめに

アジアの新興産業国家 (NICs) として知られるシンガポール、香港、台湾、韓国の経済発展の速さには目を見張るものがある。これらの国々は二度のオイルショックをその旺盛な成長力で克服し、引き続き高い成長を維持してきた。それと同時に、もうひとつ見逃せない点は、これらの国々が工業化の渦中であって今まさに急激な社会変動を経験しつつあることである。産業化理論 (インダストリアリズム) に従えば、工業化は伝統的な家族および地域のもつ扶養機能を破壊し、その政治体制の如何にかかわりなく、「福祉国家」の出現を促すとされている。だが、このアジアの NICs に限って言えば、これらの国々は急激な社会変動の最中にあるにもかかわらず、そのような福祉国家への道をかたくなに拒んでいるといわざるをえない。一般に開発途上国は戦後独立を達成するとともに、いち早く社会保障制度を導入した。そして、これらの国々の中には社会保障比率からみてわが国とほぼ同等の「福祉努力」を払っている国さえみとめられる¹⁾。だが、アジアの NICs は開発途上国の中でも高い経済発展水準にありながら、この福祉努力という点では大きな遅れをとっている。

ここでは、アジアの NICs の中でも「都市国家」として知られるシンガポールと香港を取り上げ、これらの国々が進んだ社会保障制度を採用することに消極的である理由を明らかにするとともに、同じような社会経済構造をもつシンガポールと香港が政治条件の違いによって対照的な制度を

II シンガポールと香港の共通性

シンガポールと香港がきわめて似通った歴史をもち、類似した社会経済構造に立脚する都市国家であることはこれまでも多くの者によって指摘されている²⁾。

(1) まず、いずれも19世紀にイギリスの植民地となり、以後イギリスの東西貿易の中継基地として栄えてきた。そして、周知のとおり香港は今なおイギリスの支配下にある。したがって、両者の法制度、行政機構、教育制度などは依然イギリスの影響を色濃く残している。

(2) また、これはイギリスの植民地政策とも関係するが、中国本土から労働力として大量の移民がこれらの地域に送り込まれ、その結果両社会の人口は中国系を中心に構成されている。香港は人口約500万のうち98% (1981年センサス) が中国系であり、シンガポールは人口約250万のうち76.5% (1984年) が同じく中国系である。かれらはこれらの地域に一攫千金を狙って渡ってきた華僑や苦力たちであり、またその子孫たちである。したがって、きわめて功利主義的な価値観を共有している。

(3) そして、シンガポールと香港は1960年代の後半から「輸出志向型の工業化」を開始し、冒頭でも述べたように、急速な経済発展を遂げている。例えば、1965年から1983年まで、1人当たりGNPの年平均成長率はシンガポールが7.8%、香港が6.2%とわが国の4.8%を大きく上回っている。

また1人当たり GNP も1983年でシンガポールが6,620米ドル、香港が6,000米ドルと東南アジアでは日本に次ぐ地位を占めている。なお、両国の経済発展は、シンガポールが政府の強いリーダーシップのもとで外資を積極的に導入して工業化を推し進めたのに対して（シンガポールの外資比率は1984年で72.6%にも達している）、香港はむしろ政府が「積極的不介入主義」を貫く中で中国系（主に、上海および広東系）の地場資本を中心に輸出産業が発達したという違いがある。

（4）そして、この過程で両国民は急激な社会変動を経験した。（i）ひとつは出生率が急激に低下したとそれに伴って人口の高齢化が急速に進みつつあることである。シンガポールの場合には強権的とも思える家族計画を実行したことで出生率が大きく引き下げられたという側面も無視できないが³⁾、何よりも大きな原因は経済発展によって「子供の経済的価値」が低下したことである。合計特殊出生率はシンガポールが1.6（1984年）、香港が1.7（1983年）と先進国並みに低い水準にあり⁴⁾、一方65歳以上の人口比率は1984年でシンガポールが5.1%、香港が7.4%と開発途上国としてはかなり高い水準に達している。そして、この人口の高齢化は今後ますます進む傾向にあり、西暦2000年にはシンガポールが6.7%（2030年にはなんと18.9%）、香港が10.4%にまで達すると予測されている⁵⁾。（ii）また、両国はその狭い国土の中で深刻な住宅難に直面し、これを解決するために60年代末から70年代にかけて積極的な住宅政策を展開してきた。その結果、住民の大半は高層アパートで生活し、特に公共住宅に入居している者が香港で43.3%、シンガポールで81.0%（1985年）と驚異的な数字を示している。そして、そうした団地化は中国系住民の伝統的なコミュニティを徐々に解体するとともに⁶⁾、狭い団地内での世帯の分化をもたらし、世帯規模を縮小させる結果につながった。ちなみに、シンガポールの平均世帯規模は1980年で4.7人、また香港のそれは1981年で3.9人である。この数字は先進国のそれと比べるとまだまだ高い水準にあるが、それでもシンガポールと香港において「核家族化」が進行

し、高層アパートでの団地生活が典型的ライフスタイルとして定着しつつあることを示唆している。

このように、両国はきわめて類似した社会経済構造をもち、工業化を通じて人口の高齢化が進み、その中で地域や伝統的家族のもつリスク・プール機能が徐々に失われつつあるという点で共通の問題に直面している。そして、先の産業化理論に従えば、両国はこの共通の福祉ニーズに応えるために、積極的に進んだ福祉制度を取り入れ、その結果として類似した制度を採用せざるをえないはずである。しかし、シンガポールと香港はいずれも「福祉国家」という考え方には批判的であり、実際に採用されている福祉制度も対照的な姿をとっている。そこで次に、両国の社会保障制度の現状を紹介しながら、その理由を考えてみたい。

III シンガポールの社会保障制度

（1）シンガポールにおける「福祉」の位置づけ

（1）まず、シンガポールが外資を積極的に導入して「輸出志向型の工業化」を図ってきたことはすでに述べたとおりである。これは1965年にマレーシアからの分離独立という事態に直面し、その結果国内市場を失い、大量の失業者が発生したために採られた措置であった。また、これに追い撃ちをかけるように、1968年にイギリス軍のシンガポール撤退が発表され、そこで働く5万人近い人々の雇用機会が失われることが明らかになった。そこで政府は、これまでの「輸入代替型工業化政策」を一転して変更し、「モノ」「カネ」「ヒト」の各面において外資導入のための基盤づくりに着手した。具体的には、（i）外資企業に対して税制上の優遇措置を設けるとともに、（ii）シンガポール開発銀行（DBS）を設立して資金面での援助を行い、（iii）港湾施設などのインフラストラクチュアを整備し、さらに（iv）雇用法や労使関係法において外資系企業に有利な保護規定を設けている⁷⁾。また、「ヒト」という側面では、シンガポールのような天然資源に恵まれない国では、「唯一の資源は国民の技能と資質である」との判断にたって、

教育・住宅・保健・福祉の各分野に積極的に「人的資本投資」が行われてきた。ただし、これらの投資はそれが国民の勤労意欲と自助努力を引き出し、経済発展に貢献する限りで積極的に支持されている。したがって、シンガポールではいたずらに国民の国家への依存心を強め、かれらの勤労意欲を阻害するような制度は「非生産的」とであると考えられている。

(2) 一方、国民サイドでも、これまでの急速な経済発展のもとで各自の「ライフ・チャンス」が拡大されてきたために、「自助」と「勤勉」を強調する生活態度が人々の間に定着しており、福祉を国家に期待する者は少ない。特に「社会福祉」の分野については、儒教的伝統にもとづいてそれを家族の責任とする考えが強く⁸⁾、またこれに加えて民間ボランティア団体がこれまでこの分野で大きな役割を果たしてきたことも⁹⁾、シンガポールにおいて公的福祉制度の発達を遅らせた原因のひとつとなっている。

(3) また、シンガポールでは1960年代の末に、労働組合が政府の工業化政策を全面的に支持する態度を表明し、政治闘争よりもむしろ労働者福祉の改善に努めてきた。そして、労働組合はINCOME(労働者のための生命保険)、COMFORT(労働組合直営のタクシー会社で個人タクシー化を促進している)、FAIRPRICE(インフレと戦う生協スーパー組織)、DENTICARE(歯科医療に関する共済組織)などの共済事業を運営して、不十分な公的福祉制度を一部肩代わりしている。

(4) そして最後に、政府は民間企業に対して企業内福祉を奨励する政策を採っており、これによって従業員の定着を図り、各企業の生産性を向上させることができると宣伝している。これは本来国が果たすべき責任を各企業に肩代わりさせるものであるが、実際シンガポールでは外資系企業を中心に企業内福祉はかなり普及しているともいわれている¹⁰⁾。

(2) 中央積立基金制度(CPF)の果たす役割

このような背景のもとで、シンガポールの社会保障制度の中核を築いているものは Central Prov-

ident Fund と呼ばれる中央積立基金制度(以下、CPF と略す)である。この制度はそもそもイギリスの植民地時代に一部の使用者によって採用された従業員に対する私的プロビデント・ファンドに起源をもっている。そして、1955年に民間被用者を対象とした公的老齢・遺族・障害保障制度へと発展している。原理的には労使の保険料を原資とした個人口座別の強制積立制度であり、社会保険のような「リスクのプール」や「ニーズに応じた再分配」という要素を一切含んでいない点が特徴である。この他にシンガポールには、使用者責任主義にもとづく労働者災害補償制度、国立病院における公費医療制度、さらに一部の貧困層や身寄りのない人々を対象にした公的扶助などがある。しかし、1959年に人民行動党が政権について以来、シンガポールではこの労使の拠出制にもとづくCPF制度が次のような広範囲の目的に利用されてきた。

(1) 住宅保障制度としての役割

まず、CPF制度はこの国の公共住宅政策と大きな関連をもっている。1955年の制度発足当初、CPFの加入者はわずか18万人で、その積立金の規模も910万シンガポール・ドルと非常に小規模なものにすぎなかったが、当時のシンガポールは人口構造が非常に若く、またその後加入者の数も急速に拡大したので、しだいにCPF制度のもとで多額の積立金が生まれることとなった(表1参照)。そこで政府は、当時深刻であった住宅不足

表1 CPFの加入者数および基金規模

年度末	加入者数 (千人)	基金規模 (千シンガポール・ドル)
1975	1,104	3,234,868
1976	1,178	4,066,116
1977	1,251	4,954,018
1978	1,341	5,981,372
1979	1,436	7,515,509
1980	1,519	9,551,247
1981	1,650	12,149,752
1982	1,725	15,655,535
1983	1,779	19,504,668
1984	1,852	22,670,414

(注) 1984年時点で、総人口の73.2%、経済活動人口のほぼ100%をカバーしている。

(出所) Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984*.

表 2 CPF の国債保有率

年 度	国債発行額 (100 万シンガ ポール・ドル)	CPF の国債保 有額 (100 万シンガ ポール・ドル)	CPF の国債保 有率 (%)
1966	477.5	345.3	72.3
1967	584.6	422.1	72.2
1968	756.7	474.4	62.7
1969	965.3	564.1	58.4
1970	1,087.7	681.8	62.7
1971	1,349.7	892.8	66.1
1972	1,628.0	1,092.1	67.1
1973	2,332.6	1,572.2	67.4
1974	2,761.2	1,978.8	71.7
1975	3,747.4	2,803.0	74.8
1976	5,322.1	3,743.4	70.3
1977	6,851.4	4,584.1	66.9
1978	7,872.3	5,229.7	66.4
1979	9,585.2	6,919.7	72.2
1980	11,608.7	9,082.2	78.2
1981	11,333.0	9,002.1	79.4
1982	12,556.1	9,812.6	78.2
1983	18,438.6	14,877.4	80.7
1984	18,207.9	14,455.3	79.4

(出所) 1966～82年までの数字については、Department of Statistics, *Economic & Social Statistics Singapore 1960～1982*.

1983, 84年の数字については、Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984* および Department of Statistics, *Yearbook of Statistics Singapore 1984/85*.

問題を解決するためにそれらを開発資金として利用した。これは次の2つの方法を通じて行われている。(i)まず、その積立金を長期国債に投資し、間接的に公共住宅建設の資金を提供した。シンガポール政府の発行する国債の6～8割はこれまで CPF によって保有され、シンガポールの開発予算の重要な財源となってきた(表2参照)。そして特に、それらは公共住宅建設を担当する住宅開発局(HDB)に貸し付けられ、公共住宅建設費にまわされてきた。(ii)また、1964年に HDB のもとで「持ち家制度」がスタートしたのを機会に、68年から CPF 加入者が公共分譲住宅を購入する際に CPF の積立金の一部を引き下ろすことが認められている。これによって HDB は返済の焦げつきを被ることなくより多くの国民に公共住宅が提供できるようになった。そして、現在では国民の81%が公共分譲住宅あるいは公共賃貸住宅で生活するに至っている。

表 3 CPF の保険料率の推移, 1955～1984年

	保険料率		普通 口座	特別 口座	メディ セイブ 口座	計
	使用者	本 人				
1955年7月より	5%	5%	—	—	—	10%
1968年9月より	6.5	6.5	—	—	—	13
1970年1月より	8	8	—	—	—	16
1971年1月より	10	10	—	—	—	20
1972年7月より	14	10	—	—	—	24
1973年7月より	15	11	—	—	—	26
1974年7月より	15	15	—	—	—	30
1975年7月より	15	15	—	—	—	30
1977年7月より	15.5	15.5	30	1	—	31
1978年7月より	16.5	16.5	30	3	—	33
1979年7月より	20.5	16.5	30	7	—	37
1980年7月より	20.5	18	32	6.5	—	38.5
1981年7月より	20.5	22	38.5	4	—	42.5
1982年7月より	22	23	40	5	—	45
1983年7月より	23	23	40	6	—	46
1984年7月より	25	25	40	4	6	50

(注) 1) 拠出の上限が月額450ドルから600ドルへ引き上げられている。
2) 1986年7月より、使用者負担は25%から10%へ引き下げられている。

(出所) Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984*.

(2) 老後保障制度としての役割

一方、CPF は老後保障制度としてもしだいに無視できないものとなりつつある。一般に、年金であれプロビデント・ファンドであれ、制度を開始した当初はそこから支払われる給付額はわずかである。特に、個人口座別の強制積立制度として発達したプロビデント・ファンドの場合には最低保障額が設定されていないため、加入期間の短い者は涙銭程度の一時金を受け取ってそれに甘んじなければならない。だが、表3に示すとおり、シンガポール政府はこれまで CPF の保険料を大幅に引き上げてきたため(それは最高時の1984年で労使合わせて賃金の50%という高さに達している)、老齢一時金に限っていえば、CPF 制度のもとで将来約束される額はかなりのものに達すると予想されている。現在老齢一時金として引き出される1件当たりの金額は日本円にして平均217万円足らず(1984年)であるが、今後は住宅需要も飽和状態に近づき、積立金を住宅購入にあてる者も少なくなるため、CPF の老後保障機能は一段と高まるといわれている¹¹⁾。

(3) 財産形成制度・企業内福祉制度・医療費保障制度としての役割

この他、CPF 制度は、(i)住宅以外の財産形成制度、(ii)企業内福祉制度、さらに(iii)医療費保障制度としても利用されている。まず、財産形成制度としては、シンガポール・バス・サービス会社の株式を取得するために積立金の一部を引き出すことが早い時期から認められていた。また最近では、積立金の自主運用を求める国民の声に応じて、民間生命保険や非居住不動産（店舗・事務所・工場・倉庫）への投資にそれを利用することも認められている。さらに政府は、1984年から CoWEC 制度（使用者の保険料を利用した企業内福祉制度）という企業内福祉制度を試験的に開始している。これは CPF の使用者負担の一定割合（10%）を各企業に内部留保させ、その資金の運用利益から従業員のための福祉事業費を捻出しようとするものであり、また元金と利子は退職給付にあてることが予定されている。つまり、従業員の定着を図り、生産性を高めようとする先の政府の企業内福祉奨励策の一環にそれは位置づけられている。

他方、医療の分野ではこれまで国立病院において公費医療制度が採られ、国民は医療費のうちその名目コストを支払うだけでよかった。だが、ここへきて政府は医療費の高騰に苦慮し、また将来の高齢化社会の負担に備えるために、1984年からメディセイブ制度を発足させた。これは CPF の積立金から加入者本人とその家族の病院医療費を捻出するものであり、受益者負担を導入して医療費の節約を図るのが政府の狙いである¹²⁾。

このように、シンガポールは、国庫をできるだけ節約し、労使の拠出制にもとづく CPF 制度を最大限に利用して、国民の住宅保障、老後保障、医療費保障を実現してきた。また、それは企業内福祉を補完し、各種の財産形成制度としても利用されている。しかしながら、先にみたように、シンガポールは今後数十年のうちに超高齢化社会へ突入することが明らかにされており、政府もこの問題に本格的に取り組まざるをえない段階にきている¹³⁾。

IV 香港の社会保障制度

一方、香港にはシンガポールの CPF 制度のような公的プロビデント・ファンドもなければ社会保険制度もない。政府が直接責任をもっているのは公的扶助制度ならびに老人と重度障害者を対象にした特別ニーズ手当、さらに緊急災害時（自然災害、火災、海難事故、犯罪、交通事故）の一時金制度だけである。そしてこの他には、使用者責任主義にもとづく労働者災害補償制度、政府系病院や民間ボランティア団体が経営する病院での低額医療サービス、さらに政府の補助金を受けて民間ボランティア団体が提供する各種の社会福祉サービスがあるにすぎない。

(1) 香港の社会保障制度の発達を遅らせた原因

では、どうして香港において社会保障制度の発達が遅れたのであろうか？ 次にその理由を考えてみたい。

(1) まず、戦後の混乱の中で1949年に中華人民共和国が成立し、大量の難民が中国本土から香港に流入した。そして、第二次大戦直後わずか60万人にすぎなかった香港の人口は1950年の末には一挙に236万人に膨れ上がっている。したがって、政府はまずこれらの難民に対して安全な水を供給し、最低限の住宅・教育・保健サービスを提供することに全力を注がなければならなかった。つまり、当時の状況では年金やプロビデント・ファンドのような社会保障制度に力を入れる余裕など全くなかったといえる。だが、程度の差はあれ、戦後の混乱期に人口爆発が起こり、深刻な失業問題や住宅不足問題が生じていたという点ではシンガポールもまた同じである。

(2) むしろ香港がシンガポールと大きく異なる点は、香港が将来中国への返還問題を抱え¹⁴⁾、そのため他のイギリスの植民地とはちがって戦後独立を勝ち取ることができなかったことである。つまり、香港は「国民国家」を築くことに失敗し、香港住民が直接政治に参加するチャンスがこれによって失った。しかし、外交問題を除けば、香港

総督の諮問機関にあたる立法評議会や行政評議会を通じて民意を政策に反映させる道がないわけではない。だが、これらの評議会は1980年代に入るまで一部の閣僚と地元の経営者の代表を中心に議員を総督が任命するという形をとり、労働者階級の代表がそれらに参加する道は事実上塞がれていたといつてよい。

(3) またこれに加え、中華人民共和国と台湾政府との狭間にあつて、労働運動が分裂したことも労働者の発言力を弱める結果につながっている。現在、労働運動は中共系の香港労働組合連盟(FTU)、台湾系の香港九竜労働組合評議会(TUC)、さらに中立系の3つに分裂している。そして、これらの組合は「中国問題をめぐる政治結社」としての性格が強く、労働者の身近な問題にはほとんど無関心である。一方、香港の労働者自身ももともと中国本土から難を逃れて香港へ渡ってきた人々であり、これ以上政治的トラブルに巻き込まれたくないという気持ちが高く、労働運動にはこれまで無関心であった¹⁵⁾。したがって、香港では労働者の組織的行動はほとんど稀であったといつてよい。そして、この点では労働運動がNTUC(全国労働組合会議)に統一され、労働者の代表が政権に参画しているシンガポールとは対照的である¹⁶⁾。

(4) 香港において社会保障制度の発達が遅れた第四の理由として、香港の製造業に零細企業がも多く、そこで働く労働者に安定した雇用関係が保

障されていないことを挙げることができる。表4に示すとおり、香港では製造業部門の事業所の7割近くが従業員数10人未満であり、また従業員数50人未満の事業所で働く製造業労働者数は全体の半数近くを占めている。そして、これらの零細企業(主に広東系の服飾産業、プラスチック産業、繊維産業、電機産業など)は世界市況の動きに応じて事業の改廃を繰り返し、そこで働く従業員もまたよりよい賃金を求めて転職を繰り返している。したがって、これらの労働者にプロビデント・ファンドや社会保険の網を被せることはきわめて困難であったといえよう。

(2) 1967年の反英暴動と社会改革

このように、香港では労働者階級の政治参加の道が塞がれ、またかれらは1960年代にはじまった工業化の中で社会政策による保護もないままきわめて劣悪な労働条件のもとに置かれてきた。そして、このような社会的不満が鬱積する中で、1967年に反英暴動が勃発している。それは中国の文化大革命の影響を多分に受けてはいたものの、暴動の中心になって参加した者は悲惨な労働条件のもとで日々酷使される未組織の若年労働者たちであった。そして、この1967年の対立を境にして、香港政庁はそれ以後住宅・教育・労働・社会保障の各分野において多くの改革に着手する。まず、1968年に雇用条例が施行され、労働時間の短縮、有給休暇の導入、女子・児童労働の保護が進んでいる。また1971年には小学校教育の無料化がはじまり、78年には中学校教育も無料化されている。住宅の分野では、1970年代のはじめから郊外にニュータウンの建設がはじまり、公共住宅建設に弾みがついている。そして、76年にはシンガポールと同様に、政府の「持ち家制度」もスタートしている。

一方、福祉の分野ではこれまで海外からの援助を受けた民間ボランティア団体が現物給付、現金給付を問わずその提供に中心的役割を果たしてきた。だが、1969年に社会福祉省と香港社会福祉協議会(Hong Kong Council of Social Service)との間で両者の役割分担に関する協議が重ねられ、政府が現金給付に責任をもつ一方、民間ボランテ

表4 製造業の事業所規模別事業所数ならびに従業員数(1985年第3・四半期)

事業所規模	事業所数	従業員数
1～9人	32,827(68.3)	121,291(14.3)
10～19人	6,760(14.1)	90,156(10.6)
20～49人	5,040(10.5)	154,161(18.2)
50～99人	2,016(4.2)	137,110(16.2)
100～199人	904(1.9)	122,734(14.5)
200～499人	393(0.8)	117,266(13.8)
500～999人	99(0.2)	67,257(7.9)
1,000～1,999人	23(0.1)	29,143(3.4)
2,000人以上	3(0.0)	9,782(1.2)
合計	48,065	848,900

(出所) Census and Statistics Department (1986b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 2.5.

表 5 香港の「社会保障費」の内訳

	1983~84 (実 額) (100万香港ドル)	1984~85 (推計最終支出) (100万香港ドル)	1985~86 (承認済推計額) (100万香港ドル)
〔社会福祉省関連〕			
「Social Security Payments」(注)	1,210.0	1,426.6	1,496.2
その他の社会福祉省経常支出	244.6	271.4	300.4
その他の社会福祉省資本支出	23.2	4.1	3.5
補 助 金	389.6	421.3	487.6
小 計	1,867.4	2,123.4	2,287.7
〔保健医療省関連〕			
合 計	2,725.3 4,592.7	3,118.4 5,241.8	3,504.8 5,792.5
〔GDP〕	208,397	249,629	265,524
〔社会保障比率〕	2.2%	2.1%	2.2%

(注) 「Social Security Payments」の中には、「公的扶助」、「特別ニーズ手当」、「犯罪犠牲者援助」、「交通事故犠牲者援助」、「緊急災害援助」が含まれる。

(出所) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Department in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong), p. 3 より。

ィア団体は各種の社会福祉サービスの提供に責任をもつことが明らかにされている。そして政府はこれを受けて、1971年に現金給付を支払う公的扶助制度を発足し¹⁷⁾、さらに1973年には同年に発表された白書の勧告にもとづいて重度障害者手当と虚弱老人手当をそれぞれ導入している。以下では、社会保障制度を中心にその概要を紹介したい。

(3) 香港の社会保障制度の概要

まず、香港がどの程度の「福祉努力」を払っているかをみておこう。香港では拠出制の社会保障制度がないので、政府予算の内訳をみることによって、その規模をおおよそ知ることができる。香港の政府総支出は1983/84年予算でGDPの18.6%に達し¹⁸⁾、教育・住宅・保健医療・福祉といった社会サービス支出はそのうちの43%を占めている。また、わが国の「社会保障費」に相当する費用の内訳は表5に示すとおりである。それにもとづいて社会保障比率(対GDP)を計算すると、1983/84年度で2.2%、1984/85年度で2.1%、1985/86年度で2.2%となる。ILO基準にもとづいたシンガポールの社会保障比率が1979/80年度で3.9%であるのと比べても、それはさらに少ないことがわかる¹⁹⁾。

ところで、保健医療を除く「社会保障費」の6割以上は先に述べた(i)公的扶助、(ii)重度障害

者手当と老人手当からなる特別ニーズ手当、さらに(iii)緊急災害援助(Emergency Relief)、犯罪犠牲者援助(Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation)、交通事故犠牲者援助(Traffic Accident Victims Assistance)にあてられている。これは香港において社会保障の目的が「最も自活能力のないものを援助すること」(Help for those least able to help themselves)に置かれていることと関係している。つまり、乏しい財源の中で最も効率的に社会保障を実現していくために、「社会的弱者」(Vulnerable groups)に焦点をあてる方法が採られたのである。そして、「経済的貧困層」「重度障害者」「老人」、さらに「緊急災害(自然災害、火災、海難事故、犯罪、交通事故)の被害者」が現在「社会的弱者」として認定されている。

まず、公的扶助についてみると、年金やプロビデント・ファンドのない香港では、老人が公的扶助受給者の6割以上を占めている(表6参照)。また、1985年で受給者の77%が単身者で、その多くがひとり暮らしの老人である。香港は中国本土からの難民によって築かれた社会であり、かれらの多くは戦中・戦後の混乱期に家族を失うか、あるいは家族を形成することに失敗している。したがって、現在身寄りもないまま公的扶助に頼るしかない者が多い²⁰⁾。給付額は、表7に示すとおり、

表 6 公的扶助の受給者

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
老人 (60歳以上)	63.9%	68.1%	66.1%	64.0%	62.8%	63.1%
盲人	1.5	1.7	1.5	1.4	1.5	1.3
聾啞者	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
身体障害者	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2
精神障害者	2.1	2.1	2.3	2.6	3.0	3.2
一時的障害者	16.4	13.3	13.6	13.8	13.9	13.9
片親世帯	4.8	4.8	4.5	4.6	4.2	5.7
低稼得者	5.4	3.0	3.2	3.4	3.5	2.8
失業者	0.6	1.1	1.9	2.8	2.9	3.5
その他	3.0	3.2	4.5	5.0	5.5	4.0
総数 (ケース数)	45,813	45,752	51,267	56,090	59,900	63,713
給付総額 (\$'000)	222,515	291,288	407,808	486,568	583,369	625,502

(出所) Census and Statistics Department (1986 b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 9.4 より。

表 7 公的扶助の給付額 (1985年)

	月額 510香港ドル
単身者	
家族	
1人～3人	各1人につき 370香港ドル
4人～6人	各1人につき 315香港ドル
それ以上1人当たり	245香港ドル
障害加算	255香港ドル
老齡加算	255香港ドル
長期受給者 (1年以上) 加算	単身者に年額645香港ドル, 家族に年額1,290香港ドル
家賃加算	
(a) 単身者	276香港ドル
(b) 家族	
2人～3人家族	623香港ドル
4人～5人家族	953香港ドル
6人～7人家族	1,058香港ドル
8人以上の家族	1,626香港ドル

(出所) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Department in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong), pp. 27-29 より。

1985年時点で単身者が月額 510 香港ドル (日本円にして約 1 万円) であり, またそれは世帯員数に応じて加算される。さらに, 障害者加算, 老齡加算, 長期受給者加算, 家賃加算などがあり, これらの額は毎年物価の上昇に応じて調整されている。なお, 1977年から失業者本人に対しても公的扶助が支給されるようになった²¹⁾。

次に, 特別ニーズ手当は, 現在施設に入所しているかどうかにかかわらず, 聾啞者を含む重度障害者と 70 歳以上のすべての老人を対象にミーンズ・テストを課すことなく一律に支給される無拠出制の給付である。この制度は1973年に発足して以来, その対象者が大幅に拡大されてきた。1977

年の青書の中で, (i) これまで在宅の重度障害者と老人が対象であったのを施設入居者にまで拡大することが提案され, さらに (ii) 重度障害者手当を聾啞者にも支給し, (iii) 老人手当の支給開始年齢を75歳から70歳にまで引き下げることが提案された。そして, これらの改正は1978年から実施されている。ここでも特別ニーズ手当のうち, 老人手当を受けるものが8割以上を占め, 重度障害者手当の受給者と合わせて現在約28万人がこの特別ニーズ手当を受けている (表8参照)。そして, これらは「デモグラント給付」としての性格をもつため, 今後老齡人口の増加とともに受給者数はさらに増大すると予想されている。なお, 給付額は

表 8 特別ニーズ手当の受給者

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
重度障害手当	15.3%	15.5%	16.1%	16.7%	17.3%	17.3%
老人手当	84.7	84.5	83.9	83.3	82.7	82.7
総数(人数)	187,683	203,517	221,953	240,311	260,095	278,770
給付総額(\$'000)	306,227	436,729	622,887	709,178	832,296	909,564

(出所) Census and Statistics Department (1986b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 9. 5 より.

1985年時点で重度障害者手当が月額 510 香港ドル(日本円にして約 1 万円), 老人手当が月額 255 香港ドル(日本円にして約 5,000 円)である。また, それらは公的扶助の单身者に対する給付額のそれぞれ 100%と 50%に設定されているので, 毎年物価の動きに応じて自動的に調整される仕組みになっている²²⁾。

この他, 香港には台風や火災にあった人々を救済する緊急災害援助制度(1962年), 犯罪犠牲者や公務執行中に負傷した警察官を救済する犯罪犠牲者援助制度(1973年), さらに1979年から新しく発足した交通事故犠牲者援助制度がある。これらはいずれも資産調査を課することなく, また過失・無過失の区別なく支給される一時金制度である。さらに医療については, シンガポールと同様に, 政府系病院または政府の補助を受けた一部の民間病院(主に民間ボランティア団体が経営する)において名目コストを支払うだけで医療サービスを受けることができる。ただし, これらの病院で提供される医療サービスには限度があるので, かなりの混雑現象を来している²³⁾。

一方, 香港において見逃せない点は, 民間ボランティア団体が政府から高率の補助を受けて各種の社会福祉サービスを提供していることである²⁴⁾。老人福祉, 児童福祉, 青少年福祉, 障害者福祉, 家庭福祉, 職業教育, 麻薬防止など, その活動範囲は広い。そして特に, 老人福祉は完全に民間ボランティア団体がその主導権を握り, 政府はただそれに対して財政的援助を与えているにすぎない。これらの社会福祉サービスは, 社会福祉省と香港社会福祉協議会との協議にもとづいて作成される5ヵ年計画に従って拡大されているが, 人口の高齢化が進む中で, 供給は需要に追いつかないのが実情である。

このように, 香港では国が直接責任をもつ社会保障制度は「社会的弱者」(貧困層, 老人, 重度障害者, 災害犠牲者)に対する所得保障制度と限られた範囲の公費医療制度だけであり, 社会保障制度の範囲は著しく限られているといわざるをえない。また, 労働者福祉や企業内福祉は一部の大手組合や大企業において採用されているが, 最も保護を必要とする製造業部門の零細企業の従業員にはほとんど行き渡っていない²⁵⁾。そこで現在, 香港においてもシンガポールと同様の CPF 制度を導入すべきだとする要求が各界から出されている。最後に, 節を改めてこの問題を取り上げておきたい。

V 転機にたつ香港の社会保障制度

香港ではこれまで社会保険制度を導入するチャンスが少なくとも2回あったといわれている。ひとつは先の反英暴動があった1967年に政府内部の合同委員会で社会保険制度の導入が検討されたときであり²⁶⁾, もうひとつは1977年に政府の青書の中で任意制の社会保険制度が提案されたときである²⁷⁾。しかし, これらの提案はいずれも実現をみないまま終わっている。だが, 香港を取り巻く政治情勢は1984年9月に「中英共同声明」が発表されて以来大きく変わりつつある。「中英共同声明」の内容は, 香港が中国へ返還される1997年7月以降も50年間にわたって香港を「特別行政区」として定め, 香港人の自治権を認めるとともに, これまでの自由経済制度を変えずに繁栄を維持していくというものであった。これによって, 香港では(i)香港住民の政治参加を求める動き²⁸⁾と(ii)左派系組合やキリスト教産業委員会, さらに香港社会福祉協議会などが中心となって「中央公積金」

設立を求める動きがにわかに活発となってきた。現在提案されている「中央公積金」制度の内容は、次のとおりである。

(1) まず、高齢・遺族・障害を対象に、それぞれ労使から賃金の6%に相当する保険料を徴収し、労使の支払った保険料と利子を合わせた総額を退職時(55歳)、死亡時、労働能力喪失時にそれぞれ支給する。

(2) また、シンガポールと同様に、加入者が住宅を購入する際に、積立金の一部引き出しを認める。

(3) さらに、対象者は従業員数10人以上の事業所で働くフルタイムの被用者とし、5年の経過期間において全被用者をカバーする。

(4) そして、将来は本制度から医療給付、出産給付、さらに失業給付を支給する。

この試案は香港社会福祉協議会のもとに組織された社会保障委員会によって作成され、1986年7月に政財界をはじめとする関係各方面に送付されている²⁹⁾。これに対する財界の反応は、(i)それが労働者の可処分所得を引き下げて、賃上げ圧力を生み、(ii)結果的に労働コストを上昇させるので、香港経済の国際競争力を大きく低下させる危険があるというものであった。また(iii)ようやく普及しつつある民間退職金制度の発展を阻害し、(iv)さらに住民の自力更生の精神を損ない、国家への依存心を高める、と批判的である。また、香港政庁のほうも(i)「中央公積金」は将来膨大な額に達するので、それが民間金融市場にどのような影響を及ぼすかを調べる必要があり、(ii)中小企業の利用者がはたしてこの6%の保険料を負担できるかどうかについても検討の余地があるとしている³⁰⁾。だが、左派系組合やキリスト教産業委員会などの労働側は、シンガポールにおけるCPF制度の成功を盾に、制度の早期実現を香港政庁に迫っている。かれらの主張は、今後香港においても人口の高齢化が急速に進み、老人問題の解決が急務の課題となり、現行の社会保障制度の欠陥を補う上でも「中央公積金」制度の設立が必要であるというものである。またかれらは、もしそれが導入されれば現在社会保障に費やしている公費負

担が軽減され、さらにその積立金を使ってその他の社会ニーズ(例えば、公共住宅)に応えることができることをメリットとして挙げている。最近行われた調査によれば³¹⁾、労働者の96%がこの「中央公積金」の設立に賛成し、資金面でも83%の者がこれに協力する姿勢を示しているとされている。そしてさらに重要な点は、中華人民共和国が香港の労働者の要求に応じて、もしそれが実現された場合1997年以降も制度の存続を認めるとの態度を明らかにしたことである³²⁾。もちろん香港の将来にはまだまだ不安は尽きないが、この「中央公積金」制度が導入された場合、香港とシンガポールの社会保障制度がかなり接近することはまちがいない。

VI おわりに

最後に、以上述べた点を簡単に要約して結論に代えたい。

(1) アジアの新興産業国家(NICs)として知られるシンガポールと香港は、それぞれ1960年代の後半から「輸出志向型の工業化」を開始し、急速な経済発展を遂げてきた。そしてその過程で、大きな社会変動を経験している。これらの国では、出生率が急激に低下するとともに、人口の高齢化が急速に進みつつある。また、これまで積極的な公共住宅政策を展開した結果、伝統的な家族や地域社会のもつ扶養機能が徐々に失われつつある。

(2) しかし、工業化によって多様な福祉ニーズが発生しているにもかかわらず、これらの国々はこれまで進んだ社会保障制度を取り入れることに消極的であった。まず、シンガポールでは工業化を進めていく上での「人的資本投資」の一環として福祉政策が位置づけられていた。したがって、国民の勤労意欲と自助努力を引き出し、経済発展に貢献する限りにおいて社会保障が支持されている。シンガポールでは、公費をできるだけ節約し、その代わりに労使の拠出金を原資としたCPF制度がさまざまな目的に利用されている。そして、それは国民の住宅保障、老後保障、医療費保障を実現するとともに、企業内福祉制度や各種の財産

形成制度としても利用されてきた。

(3) 一方、過去1世紀半にわたって、イギリスの植民地下にあった香港では、戦後独立を勝ち取ることができず、「国民国家」の形成に失敗したがゆえに、社会保障制度の本格的導入は1970年代に入るまで棚上げされてきた。香港では、年金やCPFといった長期保険制度に代えて、希少な財源を最も効率的に利用するために、貧困層、老人、障害者などの「社会的弱者」に焦点をあてた制度が採用されている。そして、これを民間ボランティア団体の提供する社会福祉サービスが補完している。

(4) シンガポールと香港は同じような社会経済構造をもちながらその置かれた政治条件の違いによってこれまで対照的な社会保障制度を採用してきた。だが、人口の高齢化がいよいよ明らかになるにつれて、両国の社会保障制度は大きな転機を迎えつつある。そして特に、香港では将来「一国家、二制度」が保障される見通しが開かれるにつれて、シンガポールと同様のCPF制度を導入する機運が高まっている。いま誤解をおそれずいえば、両国の社会保障制度は政治条件の接近とともに、しだいに収斂する方向にあるといえるのかもしれない。

注

- 1) 例えば、南米のアルゼンチン、ウルグアイの社会保障比率(対GDP)は、それぞれ9.4%(1980年)、8.0%(1980年)にも達している。
- 2) 例えば、Geiger(1973)を参照。
- 3) シンガポールでは、“Two is enough”政策のもとで、国立病院における分娩費、税制上の児童扶養控除、雇用法上の出産休暇に子供を3人以上設けた場合ペナルティーが科される仕組みとなっていた。しかし、この政策は人口の高齢化が明らかになるにつれて撤回される方向にある。
- 4) ただし、人口成長率についてみると、香港は1970年代の終わりにインドシナ難民や中国からの合法・非合法の「入境者」が急激に増加したため、人口成長率は最高時の1979年で6.1%にも達している。
- 5) 香港については、Census and Statistics Department(1984)、シンガポールについては、Saw Swee-Hock(1981)および日本労働協会『海外労働時報』(No. 115, 昭和61年12月)を参照。
- 6) シンガポールでは、公共団地の入居に「抽選制」が採られ、その結果各人種が隣どおしで生活するよ

うになっている。したがって、中国人の同郷・同族組織を団地内で維持していくことは難しい。そして、政府もまた人種間の融和を図るためにむしろ「住民委員会」などの新しい組織を団地内に用意している。一方、香港でも地域の活性化を図るために、団地内に「コミュニティ・センター」(社区发展中心)を設け、また政府の音頭で「相互扶助委員会」が組織されている。

- 7) 例えば、雇用法において、ボーナスは賃金の1ヵ月分以内とされ、解雇・退職手当もそれぞれ3年および5年以上の勤続年数がある者だけに支給されるなどの規定が設けられている。また、労使関係法では、団体交渉事項の中から昇進・配置転換・解雇・退職などの重要項目が削られ、労使間協約の有効期間をこれまでの1.5年から最低3年とすることで労働争議の発生頻度が少なくなるような措置が採られている。
- 8) 国土の狭いシンガポールや香港では、たとえ親子が別居したとしても、日々接触することは可能である。そして、この意味では「核家族」も「修正された大家族」に近いものといえる。Hong Kong Council of Social Service(1983)を参照。
- 9) シンガポール社会福祉協議会(Singapore Council of Social Service)のもとに1985年現在150の民間ボランティア団体が登録されている。
- 10) 企業のフリンジ・ベネフィットに関する調査は、NTUC(全国労働組合会議)とSNEF(シンガポール全国使用者連盟)の手でそれぞれ実施されている。これらの調査の概要については、日本労働協会『海外労働時報』(No. 78, 昭和58年11月, No. 80, 昭和59年1月)を参照。
- 11) Wong Kum Poh(1982)および下平(1986)を参照。
- 12) メディセイブ制度のもとで老後の入院費用を保障するために、退職後もCPFに最低6,000シンガポール・ドル(1986年)を残すことが義務づけられている。そして、この額は将来1万シンガポール・ドルまで引き上げられる予定である。
- 13) シンガポールでは、1982年に「高齢者問題委員会」が組織され、84年にその報告書が提出されている。その内容は、(i)高齢者の雇用機会を確保するために定年年齢を引き上げるとともに、(ii)CPFの引き出し年齢を55歳から60歳に引き上げ、さらに(iii)高齢者に対する保健事業を強化するというものであった。また、(iv)高齢者を扶養する家族に税制上の優遇措置を図り、(v)民間ボランティア団体を強化して、老人福祉に力を入れることが提唱されている。このように、政府は依然として「福祉」の分野に国が直接介入することを避けている。詳しくは、日本労働協会『海外労働時報』(No. 87, 昭和59年8月)を参照。

一方、1979年以降3年間にわたって実施された「高賃金政策」によって、シンガポールの労働コストは急激に上昇し、生産拠点をシンガポールから近隣諸国(例えば、マレーシア)に移す外資系企業も

増加している。また、この間 CPF の保険料が急激に引き上げられたことに反発を示す国民も多く、積立金の自主運用を求める動きが一段と強まっている。そこで政府は、1986年に「経済委員会」が出した勧告に従い、CPF の使用者負担を 25% から 10% に引き下げ、企業の労働コストを軽減する一方、国民の要求に応じて CPF の積立金の自主運用を認める方向に動いている。このように、シンガポールの社会保障制度はこの国の経済政策との関連からいまでも直されている。経済委員会報告の内容については、*Singapore Economic Bulletin*, March 1986, pp. 11-20, 参照。

- 14) 周知のとおり、香港は1842年の南京条約（香港島割譲）、1860年の北京条約（九龍半島割譲）、さらに1898年の新界租借条約によってイギリスの植民地となった。そして、新界地区はイギリスが1997年まで99年間にわたって租借したものである。
- 15) England=Rear (1981) は、香港人の政治的無関心について触れ、「香港は中国という大海に浮かぶ救命ボートであり、どうしてようやく救命ボートに辿り着いた者がそのボートを揺さぶるような行動をとろうか」と述べている。また、この点については、小林 (1985) も参照。
- 16) シンガポールの組合組織率は 19.4% (1984年)、香港のそれは 16.2% (1981年) と大差ないようにみえるが、その内容は大きく異なる。
- 17) 1970年に香港政府はイギリス本国から DHSS の T. S. Heppell を顧問として呼び寄せ、公的扶助制度についての助言を求めている。Heppell (1973, 1974) 参照。なお、1971年以前までは現物による公的扶助制度があった。
- 18) この政府総支出の中には、経常支出の他に、住宅局予算、市政局予算、奨学基金、宝くじ基金、持ち家制度基金、開発融資基金なども含まれている。詳しくは、Census and Statistics Department (1986 a), Table 11.1 を参照。
- 19) ILO の「社会保障費用」は、第11版 (1978~1980) から「公衆衛生費」(public health services) が除かれているので、シンガポールの 3.9% という数値の中にはこの国の「保健医療費」が含まれていない。公費医療方式をとるシンガポールではそれを加えればより大きな社会保障比率になることはいまでもない。
- 20) 1981年で60歳以上のひとり暮らし老人は 12.2% である。Hong Kong Council of Social Service (1983) 参照。
- 21) 香港では1975年にオイルショックの余波を受けて失業率が 9% まで増加した。この経験が失業者本人にまで公的扶助を支給する契機となったことはいまでもない。
- 22) 公的扶助と特別ニーズ手当との併給制限はないが、公的扶助のもとで老齢加算および障害加算を受ける際には、特別ニーズ手当を受けることはできない。
- 23) 人口 1,000 人当たりの医師数は、シンガポールが 0.87人、香港が 0.82人 (1980年)、人口 1,000 人当

たりの看護婦数は、シンガポールが 3.1人、香港が 1.3人 (1980年) である。また、人口 1,000人当たりの病院ベッド数は、シンガポールが 3.8床、香港が 4.5床 (1984年) である。Department of Statistics (1985 b) および Census and Statistics Department (1986 a) 参照。

- 24) 香港社会福祉協議会に加盟する民間ボランティア団体は1985年現在 166 である。これらの民間ボランティア団体はその年間支出の 6 割以上を政府の補助金によって賄い、特にソーシャルワーク関係の事業費はその 8 割から 9 割までをそうした補助金によって賄っている。Caritas-Hong Kong (1985) 参照。
- 25) 製造業のブルーカラー労働者の場合、年次有給休暇を除いてほとんど企業内福祉は普及していない。詳しくは、Commissioner for Labour and Commissioner of Mines (1985) 参照。
- 26) Hong Kong Government (1967) 参照。
- 27) Hong Kong Government (1977) 参照。
- 28) 1985年9月に、歴史上はじめて立法評議会のメンバーの一部を民間人の中から選ぶ間接選挙が行われている。
- 29) Hong Kong Council of Social Service (1986 b) 参照。
- 30) 布政司署教育統計科 (1986) 参照。
- 31) 香港基督教工業委員会 (1986) 参照。
- 32) 日本労働協会『海外労働時報』(No. 109, 1986年6月) 参照。

〔謝辞〕

なお、本稿を執筆する上で、香港基督教工業委員会の Leung Po Lam 氏に「中央公積金」制度に関する貴重な資料の提供をいただいた。

また、本稿で取り上げた NICs 諸国の年金制度の調査に関しては、昭和 60 年度に(財)年金制度開発基金より、研究助成をいただいた。以上、記して謝する次第である。

参考文献

- 〔1〕 シンガポール関係
 - (1) Central Provident Fund Board (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
 - (2) Chen, Peter S. J. (ed.) (1983), *Singapore Development Policies and Trends* (Oxford University Press, Singapore)
 - (3) Department of Statistics (1985 a), *Report on the Household Expenditure Survey 1982/83* (Singapore)
 - (4) Department of Statistics (1985 b), *Yearbook of Statistics Singapore 1984/85* (Singapore)
 - (5) Devan Nair, C. V. (ed.) (1976), *Socialism That Works: The Singapore Way* (Federal Publications, Singapore)
 - (6) Housing and Development Board (1985), *Annual Report 1984/85* (Singapore)
 - (7) Lim Chong-Yah (1984), *Economic Restruc-*

- turing in Singapore* (Federal Publication, Singapore)
- (8) Ministry of Labour (1985), *Report on the Labour Force Survey of Singapore 1984* (Singapore)
- (9) Ministry of Labour (1985), *Singapore Yearbook of Labour Statistics 1984* (Singapore)
- (10) Ministry of Labour (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
- (11) Ministry of Health (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
- (12) Ministry of Social Affairs (1984), *Annual Report 1983* (Singapore)
- (13) Ministry of Communications and Information (1985), *Singapore 1985* (Singapore)
- (14) 日本労働協会編, 原田輝男著 (1983)『シンガポールの労働事情—経済再編政策と日系企業の対応』(日本労働協会)
- (15) 日本シンガポール協会『月刊シンガポール』(各号)
- (16) Pugh, C., (1984), "Trade Unions, Welfare, and Co-operative Organizations in Singapore," *Southeast Asian Journal of Social Science*, Vol. 12, No. 2, pp. 68-85.
- (17) Quah, J. S. T., Chan Heng Chee, and Seah Chee Meow (eds.) (1985), *Government and Politics of Singapore* (Oxford University Press, Singapore)
- (18) Saw Swee-Hock (1981), *Demographic Trends in Singapore* (Census Monograph No. 1, Department of Statistics Singapore, Singapore)
- (19) 下平好博 (1986)「開発途上国の社会保障制度—シンガポールにおけるひとつの実験」『海外社会保障情報』No. 74, April 1986)
- (20) Wong Kum Poh (1982), *Essays on the Singapore Economy* (Federal Publications, Singapore)
- 〔2〕 香港関係
- (1) Caritas-Hong Kong (1985), *Annual Report 1984/85* (Caritas-Hong Kong, Hong Kong)
- (2) Census and Statistics Department (1982), *Hong Kong 1981 Census Basic Tables* (Hong Kong)
- (3) Census and Statistics Department (1984), *Hong Kong Population: A 20-Year Projection* (Revised Edition, Hong Kong)
- (4) Census and Statistics Department (1986 a), *Hong Kong Social and Economic Trends 1974~1984* (Hong Kong)
- (5) Census and Statistics Department (1986 b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong)
- (6) Commissioner for Labour and Commissioner of Mines (1985), *Annual Department Report for the Year 1985* (Hong Kong)
- (7) Chow, N. W. S., (1985), "Hong Kong," in John Dixon and Hyung Shik Kim (eds.), *Social Welfare in Asia* (Croom Helm, London)
- (8) England, John, and John Rear (1981), *Industrial Relations and Law in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (9) 布政司署教育統計科 (1986)『在香港設立中央公積金の影響』(香港)
- (10) Hong Kong Council of Social Service (1983), *Background Paper on Services for the Elderly in Hong Kong* (Hong Kong)
- (11) Hong Kong Council of Social Service (1986 a), *Annual Report 1985/86* (Hong Kong)
- (12) Hong Kong Council of Social Service (1986 b), *A Proposal on the Setting Up of A. Central Provident Fund and Insurance and Invalidity Security Scheme* (Hong Kong) (香港社会服務聯會『設立中央公積金及人壽傷殘保險計劃建議書』)
- (13) 香港基督教工業委員會 (1986)『香港雇員對中央公積金意見調查報告書』(香港)
- (14) Hong Kong Government (1965), *Aims and Policy for Social Welfare in Hong Kong* (White Paper) (Hong Kong)
- (15) Hong Kong Government (1967), *Report on Certain Aspects of Social Security* (Hong Kong)
- (16) Hong Kong Government (1973), *Social Welfare in Hong Kong: The Way Ahead* (White Paper) (Hong Kong)
- (17) Hong Kong Government (1977), *Help for those least able to help themselves: A Programme of Social Security Development* (Green Paper) (Hong Kong)
- (18) Hong Kong Government (1979), *Social Welfare into the 1980's* (White Paper) (Hong Kong)
- (19) Heppell, T. S., (1973, 1974), "Social Security and Social Welfare: A 'New Look' from Hong Kong," *Journal of Social Policy*, Vol. 2, No. 3 & Vol. 3, No. 2
- (20) Jones, John F. (ed.) (1981), *The Common Welfare: Hong Kong's Social Services* (The Chinese University Press, Hong Kong)
- (21) 小林 進 (1985)『香港と中国—一つの国家, 二つの制度』(アジア経済研究所)
- (22) Kwan, Alex Y. H., and David K. K. Chan (1986), *Hong Kong Society: A Reader* (Writers' & Publications' Cooperative, Hong Kong)
- (23) Lethbridge, David (ed.) (1980), *The Business Environment in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (24) 中嶋嶺雄 (1985)『香港—移りゆく都市国家』(時事通信社)
- (25) 日本貿易振興会 (1984)『香港』(貿易市場シリーズ248, 日本貿易振興会)

- (26) 岡田 晃(1985)『香港—過去・現在・未来』(岩波新書)
- (27) Pryor, E. G. (1983), *Housing in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (28) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Development in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong)
- (29) 山口文憲 (1984)『香港世界』(筑摩書房)
- 〔3〕 その他
- (1) Geiger, Theodore (1973), *Tales of Two City-States: The Development Progress of Hong Kong and Singapore* (National Planning Association, Washington, D. C.)
- (2) ILO (1985), *The Cost of Social Security: Eleventh International Inquiry, 1978~1980* (ILO, Geneva)
- (3) 日本労働協会『海外労働時報』(各号)
- (しもだいら・よしひろ 社会保障研究所研究員)